

平成27年2月1日

公的研究費の運営・管理に関わる者の責任・権限体系

最高管理責任者	学長	<ul style="list-style-type: none">・機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う・不正防止計画を策定し、進捗管理を行う
統括管理責任者	理事・統括ディレクター (大学事務局長)	<ul style="list-style-type: none">・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的責任と権限を持つ
統括管理責任者 (研究部門)	理事・副学長	<ul style="list-style-type: none">・研究部門を担当する副学長として、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
部局責任者	キャンパスディレクター	<ul style="list-style-type: none">・大学における競争的資金等の運営・管理について部局の実質的な責任と権限を持つ
コンプライアンス 推進責任者	各学部長・研究科委員長	<ul style="list-style-type: none">・各学部・研究科におけるコンプライアンス教育の受講管理、公的研究費（競争的資金等）の管理執行のモニタリング・改善指導を行う。
研究倫理教育責任者	総合研究所長	<ul style="list-style-type: none">・広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。